

## 新潟市水道局工事成績評定通知実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、新潟市水道局所掌工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 評定点の通知の対象とする工事は、新潟市水道局工事成績評定実施要領第2条に規定する評定の対象工事とする。

### (評定点の通知)

第3条 技術管理室長は、新潟市水道局請負工事検査要綱第11条第3項の規定により検査員から工事成績調書等の報告後、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式第1号により通知するものとする。

2 技術管理室長は、前項に規定する通知を行ったときは、通知した書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

### (説明請求)

第4条 前条の規定により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内(14日目が休日又は祝祭日にあたる場合は翌日をもって満了日とする。)に書面により、評定点等について説明を求めることができるものとする。

### (説明請求に対する回答)

第5条 技術管理室長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められたときは、速やかに別記様式第2号により回答するものとする。

2 技術管理室長は、前項の回答を行うときは、工事成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の委員会は、別に定める設置基準に基づき設置するものとする。

4 技術管理室長は、第1項の回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行

った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第6条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内(14日目が休日又は祝祭日にあたる場合は翌日をもって満了日とする。)に書面により再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第7条 技術管理室長は、第5条の回答を受けた受注者から再説明を求められたときは、別記様式第3号により回答するものとする。

2 技術管理室長は、前項の回答をするときは、委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 技術管理室長は、第1項の回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年3月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年5月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

新潟市水道事業管理者  
水道局長  
(公印省略)

### 工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、新潟市水道局請負工事成績評定実施要領に基づき評定した結果を通知します。なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

- 1 工事番号
- 2 工事名 工事
- 3 工期 年 月 日～ 年 月 日
- 4 完成検査年月日 年 月 日
- 5 成績評定  
① 評定点 ○○ 点 項目別評定点は、別表のとおり  
(① 修正評定点○○点【評定点が修正された場合のみ】)
- 6 送付先及び 〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3  
手続き等の問合せ先 新潟市水道局総務部 技術管理室 宛  
Tel 025-266-9311 ファクシ 025-232-7324

第 号  
年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

新潟市水道事業管理者  
水道局長  
(公印省略)

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を記載して、この書面の回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問に対する再説明は、書面により郵送いたします。また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名 工事
- 3 疑問に対する回答

- 4 送付先及び  
手続き等の問合せ先 〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3  
新潟市水道局総務部 技術管理室 宛  
Tel 025-266-9311 ファクシムル 025-232-7324

第 号  
年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 様

新潟市水道事業管理者  
水道局長  
(公印省略)

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付で貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 疑問に対する回答

工事

別表（第3条関係）

工事番号

工事名

工事

細目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性（加点のみ）	施工条件への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100点